

コンプライアンス

コンプライアンス推進体制

■ コンプライアンス委員会

2000年に、社外の有識者を委員とする「コンプライアンス委員会」を設置しました。この委員会は、当社役員を交え、各部署におけるコンプライアンス推進状況等をテーマに定期的に開催しており、委員からは、コンプライアンスの観点から、企業活動全般に関する幅広い意見や提言をいただくとともに、各回のテーマに即して具体的な助言をいただいています。2021年度は、9月に経理・財務の状況と「Yakult Group Global Vision 2030」をテーマに、2月には「ヤクルトグループ環境ビジョン」をテーマに当委員会を開催しました。

■ 企業倫理委員会

2002年に、社外の有識者を主たる委員とする「企業倫理委員会」を設置しました。この委員会は、当社の企業倫理活動(反社会的勢力の排除)の実施状況のチェックを目的として定期的に開催しており、委員による確認をいただくことで健全経営の確保を図っています。2021年度は、11月に当委員会を開催しました。

■ コンプライアンス推進チーム／コンプライアンス担当者

コンプライアンスに関わる取り組み事項の推進窓口として、法務室・総務部・人事部・監査室の4部署で構成する「コンプライアンス推進チーム」を設置しています。また、各部署・事業所およびヤクルトグループ各社において、その業務・行為が、法令・社内規程等を遵守して行われているかを確認する等、コンプライアンスを推進する役割を担う「コンプライアンス担当者」を設置し、個別の案件について関係部署・事業所と連携して必要な対応を行っています。

また、各部署・事業所およびヤクルトグループ各社におけるコンプライアンスの推進・徹底を図るため、毎年、コンプライアンス担当者会議を開催し、推進活動に有用な情報の提供と共有を行っています。

腐敗防止の取り組み

企業理念をグループ全体で恒久的に実現していくためには、健全な組織運営や公正な事業慣行の推進が極めて重要です。

そのため、ヤクルトグループは、事業活動を行う国および地域の腐敗防止に関する法令、ガイドライン、指針等の遵守を前提として、グループにおけるコンプライアンスの規範である「ヤクルト倫理綱領・行動規準」に基づき腐敗防止方針を策定しています。当方針および「ヤクルト倫理綱領・行動規準」に関連する内部規程を遵守します。

ヤクルトグループ腐敗防止方針

ヤクルトグループは、事業活動を行う国および地域の腐敗防止に関する法令、ガイドライン、指針等(以下関係法令等という)の遵守を前提として、グループにおけるコンプライアンスの規範である「ヤクルト倫理綱領・行動規準」に基づき定める本方針およびこれに関連する内部規程を遵守します。ヤクルトグループ腐敗防止方針は以下の項目について記載しています。

1. 目的
2. 腐敗行為の禁止
3. 記録の作成および保管
4. 体制の確立
5. 違反行為への対応

策定：2021年3月30日

ヤクルトグループ腐敗防止方針全文は以下URLからご確認ください。

[WEB https://www.yakult.co.jp/csr/download/pdf/2022_anti-corruption_policy.pdf](https://www.yakult.co.jp/csr/download/pdf/2022_anti-corruption_policy.pdf)

贈賄防止規程

「ヤクルト倫理綱領・行動規準」において、国内・海外、直接・間接を問わず、社会通念、常識の枠を超える贈答・接待を取引先や関係者から受けること、または提供することを禁じており、本社および海外各事業所ではそれぞれに「贈賄防止規程」を策定し、それを遵守した企業活動を行っています。

「贈賄防止規程」では、社員が営業上の不正の利益を得る目的で公務員等へ便益を提供することを禁止し、また、公務員等に対して適法な範囲での便益の提供等を行う際には社内承認手続きを徹底すること、社員が当規程に定める内容に違反した場合就業規則等に従って厳正に処分すること等を明確に定めています。

内部通報制度

業務上の法令違反行為および社内規程違反行為等を早期に発見して是正を図るため、2006年から内部通報制度として「ヤクルト・コンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

当制度の対象者は当社および子会社、関連団体の役員・社員（嘱託、パート社員等を含む）で、運用にあたっては、社内と社外（顧問弁護士事務所）に通報窓口を設けるとともに、「内部通報規程」により、通報情報の秘匿と通報者への不利益な取り扱いの禁止を定めることで、通報者の保護を図っています。

2021年度は、内部通報制度の関連法令である公益通報者保護法および労働施策総合推進法の改正に対応し、より実効性のある制度にするための規程を整備し、運用面の充実を図るとともに、非子会社販売会社に対する内部通報制度の整備を促進しました。

内部通報があった場合は、コンプライアンス推進チームが事実調査を実施し、問題があると判断された場合は、被通報者やその上長等に対し、是正を命じるとともに、再発防止策をとらせることとしています。

当制度は、入社時の研修や階層別研修等の機会に社員に周知するとともに、定期的を実施しているコンプライアンスアンケートにおいて従事者からの意見収集を行っています。

海外グループ会社においても、広州、アメリカ等で内部通報制度を設けています。メキシコヤクルトでは、社内だけでなくお客さまや取引先等社外からの通報も受け付けており、ウェブサイトからメールで通報できます。通報内容に応じて監査室で通報者への面談や状況確認を行い、内部統制委員会へ報告し、速やかに対応しています。

直近5年間における内部通報制度利用実績(ヤクルト本社)

年度	2017	2018	2019	2020	2021
件数	6件	3件	3件	5件	8件

コンプライアンス啓発活動

コンプライアンス研修の実施、「コンプライアンス・ガイドブック」の配付等を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。

コンプライアンス啓発活動

コンプライアンス研修	社長を含む役員向けの役員法務研修会をはじめ、管理職から新入社員まで階層別にコンプライアンスに関する研修を行っています。 2021年度は、定例の研修に加え、前年度に国内のヤクルトグループ全132社を対象に実施したコンプライアンスアンケートのフィードバック研修(オンライン)を実施しました。この結果、2021年度のグループ内におけるコンプライアンス研修実施回数は合計167回となりました。
コンプライアンスに関する啓発資料	グループ全体に対し、コンプライアンスの基礎について解説した啓発資料「コンプライアンス・ガイドブック」を配付しています。2021年10月には、現行の法制度や社会環境変化への対応を目的として改定のうえ第3版を発行するとともに、グループ共通の課題でもあるハラスメントの撲滅に向けて、新たに「ハラスメント防止ブック」を発行しました。さらに、これらの資料について四半期ごとに定期発行している啓発資料「コンプライアンスかわら版」にて取り上げ、周知・浸透を図りました。 また、2021年10月には、当社の事業活動における独占禁止法違反を防止することを目的として「独占禁止法遵守マニュアル」を改定し、周知啓発を強化しています。反社会的勢力との関係遮断を啓発する資料についても、グループ全体に配付しています。
コンプライアンス強調月間	2021年度は、2022年2月を「コンプライアンス強調月間」と定め、グループ企業を含めた従業員のコンプライアンス意識を高めるための取り組みを実施しました。具体的には、2021年10月に改定・発行した「コンプライアンス・ガイドブック」「ハラスメント防止ブック」の浸透・理解促進を図るとともに、従業員自身が「ハラスメント行為を行わない」ための行動目標を宣言したうえで、1か月間集中的な実践活動を推進しました。
コンプライアンスアンケート	3年に1回、コンプライアンスアンケートを実施しています。直近では2020年8月に、国内のヤクルトグループ全132社を対象に、役員および社員（嘱託、派遣、パート・アルバイト社員を含む）約16,000人から回答を得ました。 このアンケート結果は社長を含む役員および各社の代表者に報告しています。また、アンケート結果は分析のうえコンプライアンスプログラムの策定に活用しています。

医薬品事業におけるコンプライアンスの徹底

日本製薬工業協会等のコンプライアンス推進活動に積極的に参加しています。具体的な行動規範として「株式会社ヤクルト本社医薬品事業本部コード・オブ・プラクティス」を策定し、医薬品事業本部におけるすべての役員・従業員が研究者・医療関係者・患者団体等との交流において高い倫理性と透明性を持ち、企業活動を推進しています。その一環として、日本製薬工業協会が策定したガイドラインに基づき、医療機関等への資金提供に関する情報を公開しています。

厚生労働省が定める「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」の施行を受け、2019年に販売情報提供活動監督部門を設置し、プロモーション活動の適切性の確認を行い、不適切な活動の未然防止を図っています。また、販売情報提供活動監督部門が実施する活動の適切性の確保を図るため、社外の専門家を含む審査・監督委員会を設置し、活動状況の確認およびコンプライアンス推進のための具体的な助言等をいただいています。2021年度は6月、12月に委員会を開催しました。

プロモーション活動に関わる従業員に対しては、集合研修、eラーニング等を定期的に行い、関係法令・通知、公正競争規約等の規制を遵守したプロモーション活動の推進を図っています。

WEB 企業活動と医療機関等の関係の透明性への取り組み ▶▶▶

<https://www.yakult.co.jp/company/transparency.html>

化粧品事業におけるコンプライアンスの徹底

訪問販売を実施する社員は、年に1回訪問販売員教育指導者資格試験を受けており、訪問販売員教育指導者資格証を取得し不適切な活動の未然防止に努めています。

また本社では、日本化粧品工業連合会が発信している「化粧品等の適正広告ガイドライン」を遵守しています。さらに年に2回実施されている講習会に参加し、不適切な広告が出稿されないよう各販売会社が作成した資材の校閲を行っています。

不法な政治献金の禁止

私たちは、企業活動の一環として政治献金を行う場合、政治資金規正法等の関係法令を遵守し、適正な決裁手続きをとったうえで、これを行います。2021年度の政治献金支出額は3百万円でした。

税の透明性

■ 税法の遵守と公正性

ヤクルトグループは「世界の人々の健康で楽しい生活づくりに貢献する」という理念に基づきグローバルに事業を展開しています。その理念を実現するためには、健全な組織運営や公正な事業慣行の実現が極めて重要であると認識しています。

ヤクルトグループは、事業を展開している各国および地域で適用される税務の関連法令、国際的なルールおよび「ヤクルト倫理綱領・行動規準」の遵守を徹底するため、「ヤクルトグループ税務方針」を定め、これに基づき納税しています。

ヤクルトグループ税務方針

ヤクルトグループは、事業を展開している各国および地域で適用される税務の関連法令、国際的なルールおよび「ヤクルト倫理綱領・行動規準」の遵守を徹底するため、税務方針を以下のように定めます。ヤクルトグループ税務方針には以下の項目について記載しています。

1. 法令遵守
2. 国際的枠組み
3. 移転価格
4. 税務リスクの最小化
5. 税務計画およびタックスヘイブン
6. 税務当局への対応

策定：2021年3月30日

ヤクルトグループ税務方針全文は以下URLからご確認ください。

WEB https://www.yakult.co.jp/csr/download/pdf/2022_tax_policy.pdf

■ 取締役会での納税に関する報告等の状況

ヤクルトグループの納税については、経理担当役員を通じて、定期的に取り締役会へ報告をしています。また、重要な納税に関する案件については、経理担当役員が取締役会へ報告し、指示を受けられる体制を整えています。

なお、2021年度はグループ売上高4,151億円に対して法人税等は149億円でした。